

福祉部

議案第50号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴い、これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。

これに伴い、国が定める、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定している市の条例を改正するものであります。

す。

次に、改正の内容についてですが、保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、栄養士免許を有さない管理栄養士によっても可能となるよう、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改正しようとするものです。

資料の3、4ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、令和7年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。